

入札参加者の皆様へ

令和7年3月31日
宇都宮市理財部契約課

入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙を参照してください。

記

1 週休2日制工事について

- ・ 土木工事において週休2日制の質の向上に取り組みます。
- ・ 営繕工事において週休2日制を導入します。

2 建設工事に係るくじ抽選対策について

整地工事の対策について見直します。

3 建設関係コンサルタント業務における最低制限価格について

最低制限価格の算定方法について見直します。

4 技術者等の配置要件について

建設業法の改正を踏まえ、技術者及び現場代理人の配置要件を見直します。

5 適用日

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用

1 週休2日制工事について

(1) 土木工事

① 週休2日の質の向上

- ・ 週休2日の考え方
4週8休以上

区分：「完全週休2日」「月単位週休2日」「通期の週休2日」

完全週休2日	月単位週休2日	通期の週休2日
工事期間の 土日及び祝日を休み	工事期間内の 全ての月において 4週8休以上	工事期間において 4週8休以上

- ・ 対象工事【変更なし】
以下を除く全ての工事
ア 工期が1箇月未満の工事
イ 緊急対応が必要な工事（災害復旧工事等）や社会的要請・現場
条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

② 工事成績評定

令和7年度

	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日	2点	3点
月単位週休2日	1点	2点
通期の週休2日	0点	1点
通期の週休2日 未満	-1点 (受注者の責の場合)	0点

※ 受注者希望型は、受注者の工夫により週休2日を達成するため、
発注者指定型よりも配点を高く設定します。

(2) 営繕工事

① 週休2日制工事の導入

- ・ 週休2日の考え方
4週6休以上
現場閉所または現場休息を行ったと認められる状態
- ・ 対象工事
以下を除く全ての工事を対象
ア 工期が1箇月未満の工事
イ 緊急対応が必要な工事（災害復旧工事等）や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所等が困難な工事

② 工事成績評定

令和7年度

	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上	2点	3点
4週7休以上 4週8休未満	0点	2点
4週6休以上 4週7休未満		1点
4週6休未満	-1点 (受注者の責の場合)	0点

※ 受注者希望型は、受注者の工夫により週休2日を達成するため、発注者指定型よりも配点を高く設定します。

2 建設工事に係るくじ抽選対策について

くじ抽選が多い「整地工事」について以下のとおり見直しを行います。

		改正後	改正前
整地工事	細分化方式	A等級、B等級 すべての工事を対象	A等級 450万円以上 650万円未満 B等級 250万円以上 450万円未満
	市域分割方式	適用しない	A等級 650万円以上 B等級 250万円未満

3 建設関係コンサルタント業務における最低制限価格について

土木関係建設コンサルタント業務，補償関係コンサルタント業務の算定方法について，以下のとおり改正します。

業務		改正後	改正前
土木	算入率	直接人件費 100% 直接経費 100% その他原価 90% 一般管理費等 <u>50%</u>	直接人件費 100% 直接経費 100% その他原価 90% 一般管理費等 48%
	範囲	60～ <u>81%</u>	60～80%
補償	算入率	直接人件費 100% 直接経費 100% その他原価 90% 一般管理費等 <u>50%</u>	直接人件費 100% 直接経費 100% その他原価 90% 一般管理費等 45%
	範囲	60～ <u>81%</u>	60～80%

4 技術者等の配置要件について

(1) 技術者の配置要件について

建設業法の改正を踏まえ、技術者の配置要件について、以下のとおりとします。

技術者の配置	請負代金額	
	建築一式工事以外	建築一式工事
監理技術者又は主任技術者（専任）	5,000 万円以上	9,000 万円以上
監理技術者又は主任技術者		8,000 万円以上 9,000 万円未満
主任技術者（専任）		
主任技術者	4,500 万円以上 5,000 万円未満	8,000 万円未満

※ 元請業者が下請に出す総額が 5,000 万円（建築一式 工事は 8,000 万円）を上回った場合は、一般建設業許可に代えて特定建設業許可が必要となり、配置技術者においては、主任技術者に代えて監理技術者の配置が必要となります。

(2) 現場代理人の配置要件について

技術者の配置要件の見直しに伴い、現場代理人を兼任させる場合に、連絡員の配置を求める請負代金額について、以下のとおりとします。

連絡員の配置	請負代金額
要	4,500 万円以上
不要	4,500 万円未満

(3) その他

① 技術者の専任配置を要する工事の兼務について

専任の主任技術者及び監理技術者については、下記の要件（アまたはイ）を満たす場合、専任を要する2件の工事の兼務が可能となります。

なお、建設業法第26条第3項ただし書の技術者配置の特例のうち、建設業法第26条第3項第1号による特例を「専任特例1号」、同項第2号による特例を「専任特例2号」とします。

ア 専任特例1号

- ① 各建設工事の請負代金の額が4,500万円以上1億円未満（建築一式工事は9,000万円以上2億円未満）であること
 - ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
 - ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3次以内であること
 - ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること（土木一式工事または建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置すること）
 - ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
 - ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること（電磁的記録媒体による措置も可能。当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。）
 - ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
 - ⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと
- ※ 専任特例2号との併用はできません。

イ 専任特例2号

監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が認められます。政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級技士補の資格を持つ者としてします。

※ 専任特例1号との併用はできません。

② 営業所技術者等について

営業所技術者等については、下記の要件を満たす場合、専任を要する主任技術者または監理技術者への兼務が可能となります。

- ア. 所属する営業所で契約締結した工事であること
- イ. 兼ねる工事の現場数が1以下であること
- ウ. 主任技術者及び監理技術者の兼務特例（上記①ーア. 専任特例1号）で示す①から⑦を満たしていること
- エ. 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること